

「共生型短期入所 潤生園総合サービスセンター」重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業者とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、施設・設備の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 小田原福祉会
法人所在地	〒250-0053 神奈川県小田原市穴部 377
代表者氏名	理事長 時田 佳代子
電話番号/FAX 番号	TEL：0465-31-0489 FAX：0465-31-0488
法人設立年月	昭和52年6月1日

2 事業の目的と運営方針

事業所の種類	短期入所事業 令和3年10月1日指定 神奈川県1412301341号
事業所の名称と目的	潤生園総合サービスセンター 短期入所事業（共生型短期入所）
主たる対象者	知的障害者、身体障害者、精神障害者、難病等対象者 障害児
事業所の所在地	〒250-0053 神奈川県小田原市穴部 377
電話番号/FAX 番号	TEL：0465-31-0489 FAX：0465-31-0488
メールアドレス	anabe_reservation@junseien.jp
管理者名	井口健一郎
事業所運営の方針	「人は人として存在するだけで尊い」との理念の下、障害があっても、高齢で介護が必要になっても、家族と一緒に生活が継続出来て、社会生活が営める一助とすべく、サービス提供に努めます。
事業所開設年月	令和3年10月1日指定
入所定員	短期入所事業21名※介護保険サービスとの共生型
併設事業	介護老人福祉施設 100名※介護保険サービス 介護（予防）短期入所生活介護※介護保険サービス

3 職員

(1) 職員体制

職種	雇用区分				職務内容
	常勤		非常勤		
	専従	兼務	専従	兼務	
管理者	0	1	0	0	事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業員に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
看護職員	1	1	1	0	利用者の健康管理等看護業務を行う
生活指導員	0	2	0	0	利用者に対する日常生活上の支援、相談、介護を行う
介護職員	7	2	4	0	利用者に対する必要な介護を行う
調理職員	0	8	0	7	利用者に対する食事の提供を行う
作業療法士	0	0	0	1	利用者に対する日常生活上の作業療法、リハビリテーションを行う
送迎運転員	0	0	1	0	利用者に対する送迎

(2) 勤務体制

職種	勤務時間帯	備考
提供管理者	9:00～18:00	
支援課長	8:30～17:30	
生活支援員 (常勤・常勤的非常勤)	① 7:00～16:00 ② 12:00～21:00 ③ 21:00～7:00	
調理員		特別養護老人ホーム潤生園委託
管理栄養士		特別養護老人ホーム潤生園委託

4 事業実施日及び時間

(1) 短期入所事業は、24時間365日とする。

(2) 利用者の標準的な1日の流れと具体的な支援の内容

時間	スケジュール	支援・作業の内容等
7:00	◆起床 健康観察(検温)、寝具整理、洗面更衣、身だしなみ、排泄、服薬	心身の状況に応じて、整容介護、着脱介護、排泄介護、服薬介助を行う。
8:00	◆朝食 服薬、歯磨き、排泄、服薬	心身の状況に応じて、食事介護、服薬介助を行う。
9:00	【余暇活動】 【行事活動】	ケアプランに沿って活動への参加をする。 排泄介護を心身の状況に応じて行う。(随時)

12:00	◆昼食 服薬、歯磨き、排泄	心身の状況に応じて、食事介護、服薬介助を行う。
14:00	【入浴】(週2回) 【余暇活動】 【行事活動】 フロア内清掃、手洗い、服薬、更衣	ケアプランに沿って活動への参加をする。 入浴は同性介護で行う。排泄介護を心身の状況に応じて行う。(随時)
17:00	◆夕食	心身の状況に応じて、服薬介助、歯磨き介助、排泄介護、健康観察を行う
18:00	【就寝】	心身の状況に応じて、就寝介護を行う
21:00		

5 事業所の概要

(1) 事業所

建 物	構 造	鉄筋コンクリート造	3階建
	延床面積	2785.1 m ²	
敷 地 面 積		4521.4 m ²	

(2) 短期入所居室

設備の種類	室 数	面 積	備考
短期入所居室 A 定員 1 名	3 室	1 室全体 15.00 m ²	
短期入所居室 B 定員 2 名	2 室	1 室全体 18.80 m ²	
短期入所居室 C 定員 3 名	2 室	1 室全体 32.20 m ²	
短期入所居室 D 定 4 名	2 室	1 室全体 44.10 m ²	

(3) 短期入所事業に使用する設備

設備の種類	室 数	面 積	備 考
浴室	1 室	11.03 m ²	
食堂	3 室	84.23 m ²	

6 協力医療機関及び指定医療機関

(1) 協力医療機関 (緊急時の場合に協力を依頼している医療機関です。)

医療機関名	所在地	電話番号	診療科目
大内病院	南足柄市中沼 5 9 4-1	0465-74-1515	内科、外科、皮膚科、循環器内科、小児科、アレルギー科、糖尿病内科、消化器内科、肛門科

(2) 指定医療機関 (当事業所が嘱託で健康管理を依頼している医療機関です。)

医療機関名	所在地	電話番号	診療科目
井上医院	小田原市上新田 13-1	0465-45-5557	内科、脳神経内科
城山クリニック	小田原市城山 2 丁目 3-46	0465-66-5120	精神科

7 サービスの概要

(1) 介護給付費対象サービス

種 類	内 容
排 泄	・利用者の状況に応じて適切な排泄援助が行うとともに、排泄の自立に向けた適切な支援を行います。
入 浴	・希望があれば入浴を実施します。 ただし、その時の利用者の心身の状況により入浴することが困難な場合は、入浴を実施しません。 *設備点検・修繕等により、入浴できない場合があります。
睡 眠 (起床・就寝等)	・生活のリズムを整えていくことを大切にし、状況に応じて必要な支援を行います。
移 動	・利用者の心身の状況に応じて、適切な支援を行います。
着脱衣	・生活のリズムを整え、必要に応じた着替えを行い自立に向けた支援を行います。
整 容 (歯磨き・洗顔 含む)	・個性に配慮し、適切な整容が行われるように支援します。
プライバシー	・利用者のプライバシー保護に十分配慮します。
服薬管理	・服薬をしている方には服薬支援をします。
送 迎	・送迎は希望により実施します。
相談及び助言	・当事業所は、利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な助言を行うように努めます。 <苦情解決責任者> <苦情解決窓口> 管理者：井口健一郎 事務担当：齋木麻理 片倉佳美
情 報 提 供	・利用者、もしくは家族からの要望があれば本人の情報提供については積極的に行っていきます。また地域の居宅サービス利用に際し、他の事業所から個人情報の提供を求められた時は本人又はご家族の同意をいただいております。

(2) 給付費対象外サービス

① 食事

種 類	内 容
給食	・業務を委託し、管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。食事内容も常食、刻み、粗刻み、超刻み、介護食を提供しています。 <食事時間> 朝食（8：00～8：30） 昼食（12：00～13：00） 夕食（18：00～18：30） <当事業所の委託業務事業者> 特別養護老人ホーム潤生園委託

② 社会生活上の便宜

種 類	内 容	利用者負担金
短期入所生活介護	・送迎は希望により実施。	186 円/回
緊急短期入所受け 入れ加算 (1)	・7日まで（やむを得ない事情がある場合は14日まで）	180 円/日

8 利用料としてお支払いただく利用料はつぎのとおりです。

(1) 介護給付費対象サービス利用料金

利用者本人又はその配偶者を含めた収入等により市町村長が定めた上限額の範囲内で、サービス料の1割の額を負担していただきます。

利用料金

種 類	内 容	利用者負担金
共生型短期入所サービス費 (1)	・ 共生型サービスのみ利用	767 円/日
共生型短期入所サービス費 (2)	・ 日中活動系サービスは他法人で利用	235 円/日

※日常生活上必要となる物 (ティッシュ、歯ブラシ・歯磨き粉・オムツ・パッド等) は販売しておりませんのでご持参ください。

(2) 介護給付費対象外のサービス利用料金

以下については、料金 (実費等) をいただきます。

項目	日額
食 事 朝食：1食につき食材料費 350 円 昼食：1食につき食材料費 660 円 夕食：1食につき食材料費 570 円 食材料費以外の経費は食事提供体制加算として1日につき 680 円を国保連合会に請求します。	朝食 350 円 昼食 660 円 夕食 570 円
光熱水費 (短期入所のみ) 1泊につき	562 円

(4) 利用者負担金の支払方法

原則として、利用月の翌月 10 日前後に請求させていただきます。

9 苦情等申立先

苦情等の申立先

利用相談窓口	〔受付担当者〕 齋木麻理 片倉佳美 〔解決責任者〕 管理者 井口健一郎 ※法人の苦情解決規程に従って苦情等の解決を図ります。
小田原市役所 障がい福祉課	〔所在地〕 〒250-8555 小田原市荻窪 300 〔電話番号〕 0465-33-1467 〔FAX〕 0465-33-1317
神奈川県 社会福協議会 かながわ福祉サービス 運営適正化委員会	〔所在地〕 〒221-0825 横浜市神奈川区反町 3-17-2 神奈川県社会福祉センター 7階 福祉サービス推進部 福祉サービス課 (受付 9:00~17:00まで) 〔電話番号〕 045-534-5662 〔FAX〕 045-312-6302

10 連携法人

連携先法人	社会福祉法人 宝安寺社会事業部 所在地： 〒250-0004 神奈川県小田原市浜町 1丁目 4-38 電話： 0465-22-7667
-------	---

1 1 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める災害時マニュアルにより対応します。																
防災設備	<table border="0"> <tr> <td>・自動火災報知器</td> <td>あり</td> <td>・防火扉</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>・誘導灯</td> <td>あり</td> <td>・スプリンクラー設備</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>・ガス漏れ報知器</td> <td>あり</td> <td>・非常通報装置</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>・非常用電源</td> <td>あり</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	・自動火災報知器	あり	・防火扉	なし	・誘導灯	あり	・スプリンクラー設備	なし	・ガス漏れ報知器	あり	・非常通報装置	あり	・非常用電源	あり		
・自動火災報知器	あり	・防火扉	なし														
・誘導灯	あり	・スプリンクラー設備	なし														
・ガス漏れ報知器	あり	・非常通報装置	あり														
・非常用電源	あり																
消防計画等	消防署への届出は毎年4月に実施しています。 防火管理責任者：加藤祐貴																

1 2 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

嘱託医師以外の医療機関への受診	発病や怪我で、より専門科への受診が必要と判断された場合はご家族と相談の上ご家族により対応していただく場合があります。
居室・設備・器具の利用	事業所内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	禁煙・禁酒です。
宗教活動・政治活動・営利活動	利用者の思想、信教は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動および営利活動はご遠慮ください。
衛生保持	事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力下さい。又清潔な衣服、持物に心がけてください。

1 3 利用の予約方法及び注意事項

- ①短期入所の利用予約は、利用希望月の前々月から相談支援員もしくは支援員を通じての受付になります。
- ②決定した日時については、口頭確認となりますので、間違えのないように注意してください。
- ③介護保険サービスの短期入所生活介護ともベッドを共有していますので、場合によっては、介護保険サービスで定員が埋まってしまうこともあります。
- ④キャンセル料につきまして、前々日まではキャンセル料が発生いたしません。但し、前日～当日のキャンセルにつきましては、朝食 350 円昼食 660 円夕食 570 円水道光熱費 562 円と其々に＋外税をお支払いいただきます。
- ⑤短期入所当日の日中や夜間に、体調不良となった場合にはご家庭に連絡し、状態によりお迎えをお願いする事があります。
電話でのお問い合わせにつきましては8:30～17:30の間にご連絡下さい。

年 月 日

指定障害福祉サービス短期入所事業（共生型短期入所の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 〒250-0053
小田原市小田原市穴部 3 7 7
社会福祉法人 小田原福祉会

代表者 理事長 時田 佳代子 印

説明者 〒250-0053
小田原市穴部 3 7 7
潤生園総合サービスセンター

管理者 井口 健一郎 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定障害福祉サービス短期入所事業（共生型短期入所）の提供及び利用の開始に同意しました。

利用者 住所
〒

氏名 印

家族又は法定代理人

住所
〒

氏名 印

続柄

